

令和 8 年 6 月 8 日 開会

令和 8 年 6 月 18 日 閉会

令和 8 年第 2 回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月8日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第26号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第27号について（提案説明・採決）	8
議第28号について（提案説明・質疑・討論・採決）	10
議第29号について（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第30号について（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第31号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第32号について（提案説明・質疑・委員会付託）	19
議第33号について（提案説明・質疑・委員会付託）	22
議第34号について（提案説明・質疑・委員会付託）	29
報第1号について（提案説明・質疑）	30
報第2号及び報第3号について（提案説明・質疑）	31
散会	34
会議録署名議員	35

6月18日（木）

議事日程	37
議長及び出席議員	37
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	38
職務のために出席した者	38

開議	3 9
会議録署名者決定	3 9
一般質問	3 9
3 番 西松幸子議員	3 9
7 番 石原英一議員	4 4
4 番 傍嶋邦博議員	4 7
2 番 渡辺康司議員	5 4
1 番 栞原宏行議員	5 7
特別委員会報告	6 4
議会改革特別委員会	6 4
常任委員会報告	6 4
民生文教常任委員会	6 4
総務産建常任委員会	6 5
議第29号について（討論・採決）	6 5
議第30号について（討論・採決）	6 6
議第31号について（討論・採決）	6 6
議第32号について（討論・採決）	6 6
議第33号について（討論・採決）	6 7
議第34号について（討論・採決）	6 7
報第4号について（提案説明・質疑）	6 7
閉会	7 0
会議録署名議員	7 1

令和8年6月8日（第1日）

議 事 日 程 （令和8年6月8日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第26号 専決処分の承認について
専第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議第27号 農業委員の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議第28号 財産の取得について
- 日程第6 議第29号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第30号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第31号 安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第32号 安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第10 議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第34号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報第1号 令和7年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第2号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第3号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 栞原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂 悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	山 田 恭
教 育 長	棚 橋 剛	会 計 管 理 者	坂 和 由
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
秘 書 広 報 ・ 地方創生推進室長	桑 原 毅	基盤整備統括監	大 平 共 美
生活環境課長	古 澤 文 秀	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	定 益 直 子	まちづくり推進課長	平 田 恵 一
農 政 課 長	今 村 厚 士	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	松 岡 政 司	書 記	川 添 順 子
--------	---------	-----	---------

(開会時間 午前10時00分)

議 長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和8年第2回安八町議会定例会を開催します。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は4番 傍嶋邦博君、5番 坂悟君に指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町 長 改めまして、おはようございます。

本日、令和8年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用のところ御参集賜り、誠にありがとうございます。

先週には、6月初旬だというのに台風6号が日本列島をかすめていき、太平洋側を中心に大雨をもたらしたところでございます。この地域には大きな被害もなく安堵したところでございますが、昨日は東海地方も梅雨入り宣言がされ、今後しばらくは雨模様が続く日々となると思います。

ただ、近年は雨というと、梅雨も含め、局地的豪雨や線状降水帯の発生により毎年どこかで大きな被害が発生しております。

我が町も、長期にわたる大雨で長良川が決壊し、未曾有の被害を被った

9・12災害から50年を迎えました。その当時と比べれば、堤防は補強され、ダム建設などにより治水環境は格段に向上しております。また、雨や河川増水などの予測も精度が上がり、誰でもが情報を得ることができる時代となりました。

しかしながら、いつ何時予測を超える、また予測ができない天災が発生するやもしれません。我々行政といたしましては、いざというときの安全で安心を確保するためにも、防災備品の拡充をしつつ、さらには一番大切な事前防災というものを意識しながら準備や体制づくりに取り組んでいき、町民の生命・財産をしっかりと守っていく所存でございます。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、農業委員の選任同意をはじめ、令和8年度一般会計・特別会計補正予算、条例の一部改正など12議案でございます。

個々の案件につきましては、担当より説明をさせていただきますので、十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方に申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 それでは日程第3、議第26号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀迫秀紀君。

税務課長 議案書の1ページをお願いします。

議第26号につきまして御説明申し上げます。

議第26号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただき、3ページをお願いします。

専第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただき、5ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の表紙をはねていただき、1ページをお願いします。

安八町税条例新旧対照表（本則関係）、右の列が改正後になります。

初めに、1ページから2ページ中段にかけてまして、第18条の3につきましては、納税証明事項を、第19条につきましては、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について、軽自動車税環境性能割を廃止する法改正に合わせて改正を行うものです。

次に、同ページ中段、第33条につきましては、個人住民税所得割の課税標準について、特定大口株主配当等の特定配当等への追加の法改正に合わせて、第34条の7につきましては、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、改正を行うものです。

次に、同ページ下段から4ページにかけてまして、第36条の2、第36条の3の2につきましては、法改正に合わせて、項ずれの反映による改正を行うものです。

次に、5ページ上段から7ページ中段にかけてまして、第36条の3の3につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い、改正を行うものです。

次に、同ページ中段、第63条につきましては、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を現行の「20万円」から「30万円」に、償却資産に係る免税点を現行の「150万円」から「180万円」に引き上げ、令和9年度以後の固定資産税から適用する改正を行うものです。

次に、同ページ中段から13ページ中段にかけてまして、第80条から第91条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係する規定を削り、

そして現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする所要の措置を講ずるために改正を行うものです。

次からは附則でございます。

同ページ中段、第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長に伴う改正を。

1枚はねていただき、14ページ中段、第7条の3につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備と適用期限の延長に伴う改正を。

次に、15ページの中段、第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設並びに特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備に合わせた改正を。

同ページ下段から1枚はねていただき、16ページ中段にかけまして、第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、法附則第5条の4削除に伴う所要の整備と適用期限の延長に伴う改正を。

次に、同ページ中段、第9条の2につきましては、特例控除対象寄附金について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正を。

同ページ下段から17ページ下段にかけまして、第10条の2につきましては、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置を定める規定を新設する法改正に伴う項ずれの反映を。

次に、同ページ下段から20ページ下段にかけまして、第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法改正に合わせて改正を。

次に、同ページ下段から21ページ下段にかけまして、第10条の4につきましては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に係る規定の整備を。

次に、同ページ下段から23ページ下段にかけまして、第10条の5につきましては、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、法規定の新設に合わせて新設を。

次に、同ページ下段から25ページ下段にかけまして、第13条の4につきましては、住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額について、令和7年度分の税額を算定するに当たり、特例措置が適用される土地について、令和8年改正前の法による特例率を乗じることとする改正に合わせた改正を。

次に、同ページ下段から27ページ下段にかけまして、左の列、改正前の第15条の2から第15条の6につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係する規定を削り、次に、同ページ下段から29ページ下段にかけまして、第16条と第16条の2につきましては、環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする所要の改正を。

次に、同ページ下段、第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の、1枚はねていただき、30ページ中段、第16条の4につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等の、31ページ上段、第17条につきましては、長期譲渡所得の、同ページ下段、第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の、1枚はねていただき、33ページ中段、第18条につきましては、短期譲渡所得の、同ページ下段、第19条につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等の、1枚はねていただき、34ページ中段、第19条の3につきましては、特定暗号資産の、35ページ下段、第20条につきましては、先物取引に係る雑所得等の、1枚はねていただき、36ページ中段、第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等の、37ページ下段、第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等のいずれにも係る個人の町民税の課税の特例について改正を行うものです。

次に、39ページ、安八町税条例（平成26年条例第5号）、附則第6条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、過去の改正規定について所要の改正を行うものです。

議案書の13ページへお戻りいただき、中段になります、附則を御覧願います。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。ただし、附則第1条第1号に規定されている改正規定につきましては、令和9年1月1日が、同条第2号に規定されている改正規定につきましては、令和9年4月1日が、

同条第3号に規定されている改正規定につきましては、令和10年1月1日が、同条第4号に規定されている改正規定につきましては、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日がそれぞれの施行の日になります。

なお、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律につきましては、4月10日に閣議決定され、現在、法律案として審議の最中でもありますので、今後公布され次第、法律番号を補充させていただくことになります。

最後に、14ページ上段から15ページにかけまして、第2条、第3条、第4条につきましては、本改正に伴う経過措置を定めたもの。

1枚はねていただき、16ページ、第5条につきましては、過去の改正規定に係る改正を定めたものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議第27号 農業委員の任命につき同意を求める件についてを議題とします。

提案説明を行います。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議第27号 農業委員の任命につき同意を求める件について朗読説明申し上

げます。

農業委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

同意を求める者として、順不同並びに敬称略で読み上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1人目、安八郡安八町西結 [REDACTED] 白井幸久 [REDACTED]

2人目、安八郡安八町牧 [REDACTED] 渡邊則明 [REDACTED]

3人目、安八郡安八町外善光 [REDACTED] 富田勝彦 [REDACTED]

4人目、安八郡安八町森部 [REDACTED] 丹羽洋三 [REDACTED]

5人目、安八郡安八町南篠 [REDACTED] 森弘 [REDACTED]

6人目、安八郡安八町北今ヶ渕 [REDACTED] 白木明 [REDACTED]

7人目、安八郡安八町西結 [REDACTED] 渡部英晴 [REDACTED]

8人目、安八郡安八町南今ヶ渕 [REDACTED] 森利夫 [REDACTED]

9人目、安八郡安八町大明神 [REDACTED] 服部美智子 [REDACTED]

10人目、安八郡安八町森部 [REDACTED] 後藤修 [REDACTED]

11人目、安八郡安八町森部 [REDACTED] 山北幸泰 [REDACTED]

12人目、安八郡安八町東結 [REDACTED] 小川志須我 [REDACTED]

13人目、安八郡安八町東結 [REDACTED] 岡田實 [REDACTED]

14人目、安八郡安八町牧 [REDACTED] 渡辺かず子 [REDACTED]

以上14名の方でございます。

各営農団体、担い手、女性の代表といった方々で選任させていただいておりますが、農業知識・経験も豊富で、農業委員の職務を適切に行うことができる方々でございます。

なお、任期は令和8年7月20日から3年でございます。

また、農地利用最適化推進委員につきましては8名で、農業委員が委嘱することになっておりますので、農業委員が決定次第、委嘱される予定となっております。

どうぞ農業委員の任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第27号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第5、議第28号 財産の取得についてを議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 古澤文秀君。

生活環境課長 それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議第28号につきまして御説明申し上げます。

議第28号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 財産の種類及び数量、10人乗りワンボックス車両2台。

2. 取得の目的、安全な地域交通運営のため、老朽化した車両（デマンドバス）を更新するもの。

3. 取得の方法、随意契約。

4. 取得の価格、1,190万3,234円。

5. 契約の相手方、岐阜県大垣市旭町2丁目11番地、トヨタカローラネット岐阜株式会社、カローラ大垣店店長 羽佐田聡。

ただいま御説明申し上げました車両の財産の取得につきましては随意契約となっておりますが、当初一般競争入札を行い、1社のみの応札で予定価格を上回ったため不調となり、その後、価格交渉により予定価格以下で随意契約を行ったものでございます。

なお、財源といたしましては、地域未来交付金、補助率2分の1を活用し、公共交通のセーフティーネットとして町民の皆様のライフスタイルやニーズに合わせた交通手段を確保するものでございます。

以上、財産の取得に係る議案につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第29号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の23ページをお願いいたします。

議第29号につきまして御説明申し上げます。

議第29号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、住登外者（町の住民基本台帳に記録がない者）に関する事務について、個人番号を利用することができる事務として追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安八町条例第21号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の51ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表でございます。

左の列が改正前、右列が改正後となります。

第4条第3項の次に第4項を加え、続く項を繰り下げいたします。

中ほどの別表第1（第4条関係）では、52ページとなりますが、新たに第5項と第6項を加えます。

中ほどの別表第2（第4条関係）では、69ページにわたり、第2欄に掲げる20の事務について、第3欄の特定個人情報に文言を加えます。

これらの改正は、8月末に予定をしております新システムの住登外者宛番号管理機能を使用し、住登外者の情報の管理に関する情報及び事務を加え、当町における個人番号の独自利用事務として定めをいたします。

69ページをお願いいたします。

69ページ下部の別表第3（第5条関係）では、71ページとなります。71ページ中ほどに新たに第3項を加え、第1欄に掲げる教育委員会が第2欄の住登外者宛名番号管理機能を使用している住登外者の情報の管理に関する事務を処理するため、第3欄に掲げる町長に情報提供を求めた場合は、町は第4欄の住登外者宛名情報に関する特定個人情報を提供できることを定めます。

議案書のほうへお戻りいただきまして、28ページの最下段をお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和8年8月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第29号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第7、議第30号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 古澤文秀君。

生活環境課長 それでは、議案書の29ページをお願いいたします。

議第30号につきまして御説明申し上げます。

議第30号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法

律（令和3年法律第40号）に基づき、本町の印鑑登録システム等の標準化を実施することに伴い、国の示す印鑑登録証明事務処理要領に合わせるための本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただき、31ページをお願いいたします。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

それでは、議案資料の73ページを御覧ください。

安八町印鑑条例の新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第5条の第3項につきましては、外国人住民の登録することができる印鑑の文字の定義の関係でございます。

漢字圏の方につきましては、印鑑登録ができる文字が漢字のみでしたが、本国における公的な身分証明書において、氏名に漢字が使用されない者で住民票の備考欄に片仮名表記の記載があれば、印鑑登録の片仮名登録ができるという規定の追加でございます。

続いて、第6条の第3項につきましては、印鑑登録の際作成する印鑑登録原票の定義について定めており、この印鑑登録原票は、従来、印影・紙原本を含むと印影以外の情報を指していましたが、改正により、印影及び印影以外の情報を磁気ディスクで調整するもの、つまりシステム上のデジタルデータとして整備されます。

なお、これまでと同様に、印影を紙に押下したり、作成した紙原本は可視台帳として整備され、引き続き保管をすることができるという規定の追加でございます。

続いて、第10条第3項につきましては、印鑑登録証明書の交付申請関連でございます。

74ページをお願いいたします。

在留カードなどをマイナンバーカードと一体化した場合、特定在留カード、

特定特別永住者証明書と名称が変わりますが、それらを提示すれば、マイナンバーカードと同様に窓口で印鑑登録証の代わりとして交付申請ができるという規定でございます。

続いて、第10条の2につきましては、先ほどの第10条の第3項に規定する特定在留カード、特定特別永住者証明書を使用した場合に、マイナンバーカードと同様に、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機から印鑑登録証明書を申請・取得することができるという規定でございます。

続いて、75ページを御覧ください。

第11条第1項につきましては、先ほどの第6条第3項の規定により、印鑑登録原票の扱いが変わり、紙原本は可視台帳として名称変更がされたための改正でございます。

それでは、議案書の31ページ末尾に戻っていただきまして、附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第6条の第3項及び第11条の第1項の改正規定につきましては、地方公共団体情報システムの標準化（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40条）第2条第3項に規定するものをいう。）を実施する日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第30号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第 8、議第31号 安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

議第31号につきまして御説明申し上げます。

議第31号 安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について。

安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第22号）の施行に伴い、国の規定に準じ、本町における職員等に対する旅費の支給について全面的な見直しを図るため、本条例の全部を改正するものであります。

1 枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

題名を、安八町職員の旅費に関する条例から安八町職員等の旅費に関する条例に改めます。

安八町職員等の旅費に関する条例。

安八町職員の旅費に関する条例（昭和44年安八町条例第 8 号）の全部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料、最後のページから 2 枚目、77ページをお願いいたします。

安八町職員等の旅費に関する条例の主な改正点の概要でございます。

2 つ目の項目、改正の内容でございます。

①旅費の支給対象の見直しとして、出張や多様な勤務実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能としたり、旅行者に対する支給に代えて、旅行役務提供者（旅行代理店や引っ越し業者など）に対する直接の支払いを可能とする規定を設けます。

②の旅費の計算規定として、旅費に関する実費を弁償するものとして、旅

費の種類及び内容に係る規定を簡素化しています。実費精算となることから、支払いを証明する書類の提出を義務づけいたします。旅費・交通費は、やむを得ない事情のとき、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算することといたします。

③旅費の種目・内容について、第9条から第18条のほうに規定しております。

表の見出しを除いて1行目、鉄道賃は、現行の特急料金に係る距離制限を廃止し、運賃、特急料金、指定席料金などを含む実費支給に改正をいたします。

4行目のその他の交通費に乗合バス・タクシーを明文化し、レンタカー等の利用を新設し、実費支給に改正をいたします。

5行目の宿泊費は、地域別・職位に応じた定額支給方式から上限付の実費支給方式に改正をいたします。なお、都道府県ごとの宿泊基準単価は規則で定めます。

6行目の包括宿泊費を新設し、移動と宿泊が一体となったパック旅行に関しても実費支給できるよう改善し、旅行代理店等へ直接支払うことができる規定を設けます。

8行目の転居費、国への派遣など遠方へ赴任した場合、現行は職位・距離に応じた定額支給であったものを、引っ越し会社への委託料、レンタカー代などを含む実費支給に改正をいたします。

裏面の78ページをお願いいたします。

④外国旅行の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例により都度協議の上、決定をいたします。

⑤退職者等、遺族の旅費は、旧条例にも規定はございましたが、職員が出張または赴任のための旅行中に退職または死亡した場合等、当該職員もしくは当該職員の遺族の旅費を実費支給といたします。

⑥適正な支出の確保として、規定に違反し旅費を不正受給した旅行者等に対し、旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等から差し引くことを可能とする規定を設けます。

最後に、3の附則でございます。

施行期日は、令和8年7月1日からといたします。

経過措置といたしまして、施行日前の旅行命令等を発する旅行者等に関しては、旧条例を適用することといたします。

関連する条例の改正として、本旅費に関する条例を引用しております安八町固定資産評価審査委員会条例、安八町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関するこの4つの条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋議員。

- 4番 こちら国に準じて制定されているというのは理解しておるんですけど、まず、9条、10条とかで鉄道または船舶とかですね。こちら特別室、町長等が入れるということではかは限りではないと。最初の改正の趣旨で、社会情勢の変化に対応するために変わっていくというところで、交通費等実費をという、資料のほうの77ページですね、実費実費と書いてあるので、内容的には実費を払うというのが当然かなあとは思われるんですけど、この9条、10条とかで役職で結構差が出てくるんだなあというところで、78ページの宿泊の金額の差もですね、一般職の方は上限が1万9,000円、町長等になってくると2万7,000円というところで、町長だから高く請求されちゃうとかそういうことはないと思うんです。実費というところで、ここの差というのは、まずもって国のほうが上位法のほうでも差をつけて制定してきているのかというところと、あとこの差があるのであれば、安八町の意向でないのであれば、国のほうはこの差ってどのような見解で差をつけてきているのかなあということが今分かれば教えていただきたいんですけど、もし分からないのであれば、また委員会のときでもいいんですが、教えていただければと、ちょっと単純な疑問ですが、お願いします。

議長 総務課長、どうですか。委員会で質問を受けて答えるという方法でもよろしいですけれども。

河合課長。

総務課長 ただいまの傍嶋議員の御質問に対してでございます。

町長に関して特別な枠が設けられているといった、特別な対応をするといったところで、やはり町長といいますのは特別な行動があるということで別枠が設けられているところでございます。

あと、旅費の段階についても国に準じて算定をしているわけですが、国のほうは4段階で分かれておるかと思いますが、町に関しては2段階で、町長と一般職というふうに分けたところでございます。

詳細につきましては、委員会のほうでまた御説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

議長 そのほかございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 そのほか質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第31号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第9、議第32号 安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 平田恵一君。

まちづくり推進課長 議案書の45ページをお願いいたします。

議第32号につきまして御説明させていただきます。

議第32号 安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について。

安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）の制定により、地方公共団体が小規模企業振興に関する施策を実施する責務

が明確にされたこと等を受け、中小企業・小規模企業の振興に関して町の基本理念を明らかにし、中小企業・小規模企業振興の一層の推進を図るため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて説明いたしますので、議案資料79ページをお願いします。

制定の趣旨といたしまして、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業等」という。）が本町における経済の発展に果たす役割は、地域経済の持続的な発展と住民生活の向上において非常に重要であります。その重要性に鑑み、地域の実情に応じた振興策を積極的に推進することが不可欠です。

そこで、基本理念や役割を明確化し、施策の基本方針を定め、将来にわたり振興策を推進するための礎となる安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定するものでございます。

第1条、目的、第2条、定義、本条例の目的や使用する用語の意義について定めております。

第3条、基本理念、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要であるとの認識の下、中小企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重し、国等関係機関との連携と町民の理解・協力を基本理念とするものでございます。

第4条、町の役割、町の役割について定めており、第1項では、基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を実施すること、第2項では、中小企業等及び商工会と連携を図り、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講ずるよう努めること、第3項では、中小企業等が地域社会への貢献、地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民への理解を努めるものでございます。

第5条、中小企業等の役割、中小企業等の役割について定めており、第1項では、基本理念に基づき、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化及び経営革新に努めること、第2項では、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものでございます。

第6条、商工会の役割、商工会は、基本理念に基づき中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとさせていただきます。

第7条、金融機関の役割、金融機関は、基本理念に基づき中小企業等の経営努力の支援に努めるとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するものとさせていただきます。

第8条、町民の理解と協力、町民は、中小企業等の振興が町民生活の向上及び地域経済の発展につながることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとさせていただきます。

第9条、施策の基本方針、中小企業等の振興に関する施策の基本方針は、中小企業等の経営の安定や革新、経営基盤の整備、人材育成や雇用の安定、特産品の開発や販路開拓、新事業の創出・創業、資金調達の円滑化、情報の収集・提供に関すること及び町長が必要と認める事項を基本として行うものとさせていただきます。

第10条、財政上の措置、本町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとさせていただきます。

第11条、委任、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任するものとさせていただきます。

議案書にお戻りいただき、49ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第32号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は会期内の総務産建常任委員

会に付託の上、審査していただくことに決定いたします。

議 長 日程第10、議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の51ページをお願いいたします。

議第33号につきまして御説明申し上げます。

議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,652万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億6,652万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、53ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

53ページが歳入、裏面54ページから55ページにかけ、歳出でございます。

いずれも補正前の額69億3,000万円にそれぞれ3,652万9,000円を追加し、補正後を69億6,652万9,000円とするものでございます。

1枚はねて、57ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源については、歳出で御説明申し上げます。

裏面の58ページ3段目の款、繰入金、項、基金繰入金、目の財政調整基金繰入金、補正額1,265万7,000円につきましては、今回の補正による財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

1枚はねて、60ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

歳出のうち、60ページから68ページまでの節区分、2の給料、3の職員手当等、4の共済費の人件費関係につきましては、令和8年4月1日付職員の人事異動に伴う企業会計を含む科目間の組替えや手当の増額など、差引合計、減額の225万9,000円となります。同額の増額補正を水道事業会計でこの後お願いすることになりますが、説明のほうは省かせていただきます。

総務課分について御説明申し上げます。

60ページの最下段となります。

款、総務費、項、総務管理費、目の企画費、補正額72万6,000円。

節区分、役務費、手数料72万6,000円は、岐阜市内の事業者より企業版ふるさと納税制度を活用され、こども園に遊具を寄附していただけることになりましたので、仲介されました金融機関への手数料の補正をお願いするものでございます。

議長 生活環境課長 古澤文秀君。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分でございます。

議案書の60ページをお願いいたします。

2段目でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の616万7,000円のうち、生活環境課分といたしまして、コミュニティバスの運行経費に係る補正といたしまして227万7,000円でございます。全て一般財源でございます。

節区分、使用料及び賃借料、補正額227万7,000円につきましては、デマンドバス2台のうち1台が故障のため走行不能となり、急遽レンタカーによる代車対応が必要となりました。よって、使用料より賃借料の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書の61ページ最下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の404万9,000円になります。

1枚はねていただきまして、62ページをお願いいたします。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、増額の263万4,000円は、シルバー人材センターへの負担金であります。シルバー人材センターに勤務しておりました町会計年度任用職員が令和7年度末の任期満了後、令和8年度から引き続き同センターの専属職員として採用されたことに伴い、その人件費に係る負担金を補正するものであります。

次に、目を2段飛びまして、目、安八温泉費、補正額、増額の200万円です。財源内訳といたしまして、特定財源で、その他の寄附金200万円は、株式会社中部メイカン様より安八温泉健康増進施設の利用環境向上に活用を目的とした指定寄附金であります。

節区分、工事請負費は、この寄附金を活用し、近年の猛暑への対応として、施設屋外のいきいき広場に日よけ設備等を設置するものであります。

次に、目、福祉医療費、補正額、増額の19万8,000円です。財源内訳といたしまして、国県支出金の国庫支出金9万9,000円は、補助率2分の1の国庫補助金、地域診療情報連携推進費補助金であります。

節区分、委託料の業務委託は福祉医療事務経費で、システム改修費です。マイナンバーカードを活用した福祉医療費助成に係るオンライン資格確認が令和9年4月から開始予定であることから、現在使用しております業務システムの改修経費を補正するものであります。

議長 こども家庭課長 定益直子さん。

こども家庭課長 続きまして、こども家庭課分でございます。

議案書の63ページをお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、最下段の放課後児童クラブ費、補正額、増額の4万円。財源内訳は、その他の寄附金4万円でございます。

町内施設を利用されている団体より指定寄附金をいただきましたことから、備品購入費4万円の補正をお願いするものでございます。なお、放課後児童クラブにおいて、視聴覚教材を活用するためのモニターを購入する予定でございます。

1枚はねていただきまして、64ページ最上段、目、子育て支援センター費でございます。

補正額80万8,000円のうち、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、

増額の40万8,000円は、乳児等通園支援事業に係るものでございます。本事業はいわゆるこども誰でも通園事業でございますが、町内在住の方が里帰り出産に伴い、町外施設の利用をすることとなり、当該施設への給付費の支払いが必要となったことから補正をお願いするものでございます。

こども家庭課分は以上でございます。

議長 基盤整備統括監 大平共美君。

基盤整備統括監 続きまして、56ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。今回の補正に伴い、公共事業等債の発行を1,500万円の減額、地方道路等整備事業債を新たに1,130万円発行し、限度額、合計を2億8,890万円とするものでございます。

議長 農政課長 今村厚士君。

農政課長 続きまして、農政課分でございます。

議案書の64ページをお願いします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、増額の2,459万9,000円。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金、増額の600万円は、世代交代・初期投資促進事業補助金でございます。県支出金1,699万7,000円のうち300万円につきましては、世代交代・初期投資促進事業補助金、差し引いた県支出金1,399万7,000円につきましては、楽しい農業・儲かる農業実現支援事業費補助金でございます。

節区分といたしまして、負担金、補助及び交付金の補助金、増額の2,459万9,000円につきましては、営農組織支援推進事業でございます。国及び県の内示がありましたので、新規就農者1名、また農事組合法人4法人の機械購入に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

目、農地費、補正額、増額の3,310万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金のうち、県支出金2,044万円のうち増額844万円につきましては、農業農村整備事業補助金でございます。

地方債1,130万円につきましては、地方道路等整備事業債でございます。

節区分、工事請負費、増額の2,110万円につきましては、県単土地改良事

業でございます。県の内示がありましたので、農道整備工事のため増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、65ページ上段をお願いします。

特定財源の県支出金2,044万円のうち844万円を差し引いた1,200万円につきましては、農業経営高度化促進事業補助金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の交付金につきましては、経営体育成基盤整備事業でございます。県の内示がありましたので、牧土地改良区の繰上償還に充てるための補助金で、増額補正をお願いするものでございます。

議長 まちづくり推進課長 平田恵一君。

まちづくり推進課長 続きまして、まちづくり推進課分でございます。

65ページ下段をお願いします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、減額の540万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国庫支出金、減額の292万6,000円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の110万円は公共事業等債でございます。

道路維持経費として国の補正予算成立に伴い国庫補助事業の採択を受けましたので、節区分、委託料の業務委託、減額の300万円は橋りょう点検業務、工事請負費、減額の240万円は舗装補修工事の事業費として減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、裏面の66ページをお願いします。

目、道路新設改良費、補正額、減額の1,700万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国庫支出金、減額の935万円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の690万円は公共事業等債でございます。

節区分、委託料の設計委託、減額の700万円、工事請負費、減額の1,000万円は道路新設改良事業として国の補正予算成立に伴い国庫補助事業の採択を受けましたので、通学路改修の事業費として減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額、減額の1,500万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国庫支出金、減額の762万5,000円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の700万円は、公共事業等債でございます。

節区分、工事請負費、減額の1,500万円は、スマートインターチェンジ工業団地内の道水路工事の事業費として減額補正をお願いするものでございます。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 梅村明広君。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会分でございます。

議案書は67ページをお願いいたします。

中段の款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額553万円。財源内訳の特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金74万5,000円は、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金54万円と理科教育設備整備費等補助金20万5,000円、その他の寄附金3万円は、小学校費寄附金でございます。

右側説明欄の1段目の小学校施設管理経費といたしまして、節区分、工事請負費550万円は、結小学校の防犯カメラ更新工事費でございます。

説明欄の2段目、小学校教育振興経費につきましては2点ございます。

1点目は、次期校務支援システムの導入費用と理科の授業で使用する生物顕微鏡等の整備につきまして、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金と理科教育設備整備費等補助金の採択を受けましたので、当該事業に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

2点目は、節区分、備品購入費3万円につきましては、小学校費寄附金を活用いたしまして、牧小学校の図書を購入するものでございます。説明欄の3段目の小学校情報教育推進事業につきましては予算額の変更はございません。公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の採択を受けましたので、学校ネットワークの調査費用に充当し、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

下段の項、中学校費、目、学校管理費については、補正予算額の増額はございません。財源内訳、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金30万円は、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金20万7,000円と理科教育設備整備費等補助金9万3,000円でございます。

小学校費と同様に、次期校務支援システムの導入費用、理科の授業で使用する電源装置の整備、学校ネットワークの調査費用の事業に対しまして国庫補助金の採択を受けましたので、一般財源を減額する財源内訳の変更でございます。

1枚はねていただきまして、裏面68ページの上段をお願いいたします。

項、社会教育費、2段目の目のハートピア安八費、説明欄、ハートピア安八管理経費につきましては、節区分、需用費の修繕費26万7,000円は、プラネタリウムを投影するプロジェクターの修繕費用でございます。

下段の項、保健体育費、目、保健体育総務費、説明欄の2段目、地域部活動推進経費に係る特定財源といたしまして、国県支出金のうち、県支出金ゼロ円につきましては、従来の地域部活動活動体制整備事業委託金から部活動地域展開等推進事業費補助金に変更となりましたので、歳入予算の組替えをお願いするものでございます。その他の諸収入55万円は、東安中学校からの地域部活動活動負担金です。

下段の69ページをお願いします。

節区分の委託料、業務委託110万円は、中学校地域クラブへの委託金のうち、対外試合の際に使用するバス運転委託料の対象範囲を公式戦の県大会以上に拡大したため増額をお願いするものでございます。

2段目の目、保健体育施設費、補正額170万円、節区分、工事請負費170万円は、総合体育館事務室の空調設備修繕工事費でございます。

3段目の目、学校給食費、説明欄の2段目、給食センター管理経費に係る特定財源といたしまして、その他の諸収入27万2,000円は、東安中学校からの給食受託費でございます。

節区分、需用費の修繕費160万9,000円は、給食センター調理室内の消防設備の修繕費用でございます。

以上、議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第33号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第11、議第34号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 平田恵一君。

まちづくり推進課長 71ページをお願いします。

議第34号につきまして御説明させていただきます。

議第34号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条、令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算（以下「予算」という。）は、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款、水道事業費用、既決予定額2億3,217万円、補正予定額、増額の225万9,000円。

第1項、営業費用、既決予定額1億9,841万1,000円、補正予定額、増額の225万9,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）第3条、予算第7条第1項に定めた職員給与費の予定額を次のとおり補正する。

1枚はねていただきまして、72ページをお願いします。

科目、職員給与費、既決予定額1,906万9,000円、補正予定額、増額の225万9,000円。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

続きまして、73ページにつきましては、令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算実施計画書でございます。以下の資料、単位は1,000円でございます。

先ほど御説明申し上げました本文第2条及び第3条に係る計算書でございます。

73ページでは、収益的支出、款、水道事業費用、項、営業費用、目、総係

費、既決予定額3,065万9,000円、補正予定額、増額の225万9,000円。

続きまして、1枚はねていただきまして、75ページをお願いします。

令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

以下の資料、単位は1,000円でございます。

節区分、給料92万4,000円、手当等54万円、法定福利費79万5,000円は、人事異動に伴い増額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第34号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第12、報第1号 令和7年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の77ページをお願いいたします。

報第1号につきまして御報告いたします。

報第1号 令和7年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、79ページをお願いいたします。

令和7年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円
でございます。

令和7年度から令和8年度へ繰り越した事業は、見出しを除いて1行目の
事業名、生活者物価高騰対策支援事業から、下から2行目の事業、小学校施
設整備経費までの13事業で、翌年度繰越額の合計7億8,094万1,000円で、財
源は国県支出金、地方債など、内訳書のとおりでございます。

いずれの事業につきましても地元や関係機関との協議、材料や機器の調達
に時間を要したこと、また事務手続上の要因など、昨年度内の事業完了が困
難であったため今年度に繰り越したものでございます。

以上、令和7年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさ
せていただきます。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第1号 令和7年度安八郡安八町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告についてを終わります。

議 長 日程第13、報第2号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算
書の報告について、日程第14、報第3号 令和7年度安八郡安八町公共下水
道事業会計予算繰越計算書の報告についての2議案を一括議題としたいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、報第2号と報第3号を一括議題とする
ことに決定し、これを議題とします。

報告を求めます。

まちづくり推進課長 平田恵一君。

まちづくり推進課長 議案書81ページをお願いします。

報第2号につきまして御説明させていただきます。

報第2号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告に
ついて。

令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭
和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するも

のとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、83ページをお願いいたします。

令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、配水管布設工事の繰越しでございます。

令和7年度予算計上額として1億9,620万円、そのうち、年度内の支払い義務発生額が4,113万2,000円、翌年度への繰越額が7,370万円でございます。財源内訳としましては、企業債が5,790万円、工事負担金が674万円、当年度損益勘定留保資金が906万円でございます。また、不用額としましては8,136万8,000円でございます。

こちらの繰越しとなりました工事は、中地内、安八スマートインターチェンジ工業団地内の配水管布設工事と森部地内での県道大垣江南線の橋脚工事に伴う水道管の支障移転工事でございます。

安八スマートインターチェンジ工業団地内の配水管布設工事につきましては、工業団地造成工事及び道水路改良工事に合わせて、翌年度に繰り越すものでございます。

また、県道大垣江南線の橋脚工事に伴う水道管の支障移転工事につきましては、この工事の施工箇所が橋脚工事の施工範囲内であり、橋脚工事の進捗状況に合わせる必要があったため、年度内での完了ができない状況となりました。つきましては、こちらも翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議案書85ページをお願いします。

報第3号につきまして御説明させていただきます。

報第3号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和8年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、87ページをお願いいたします。

令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、管渠布設工事の繰越しでございます。

令和7年度予算計上額として5,460万円、そのうち、年度内の支払い義務発生額が3,522万円、翌年度への繰越額が1,660万円でございます。財源内訳としましては、工事負担金が1,059万円、当年度損益勘定留保資金が601万円でございます。また、不用額としましては278万円でございます。

こちらの繰越しとなりました工事は、先ほど水道事業の繰越しでも説明しましたが、同じ森部地内での県道大垣江南線の橋脚工事に伴う下水道管の支障移転工事でございます。水道事業と同じ理由ではございますが、橋脚工事の進捗状況に合わせる必要があったため、年度内での完了ができない状況となりました。つきましては、こちらも翌年度に繰り越すものでございます。

以上、報第2号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書と報第3号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 それではまず、報第2号について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

続いて、報第3号について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第3号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、6月9日から6月17日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、6月9日から6月17日までの9日間を休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程を全て終了しました。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

なお、6月18日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりく

ださい。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

(散会時間 午前11時40分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月8日

議 長 大 平 文 雄

議 員 傍 嶋 邦 博

議 員 坂 悟

令和8年6月18日（第2日）

議 事 日 程 （令和8年6月18日第2日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第29号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第30号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第31号 安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第32号 安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第9 議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第34号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報第4号 令和7年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1 番 栞 原 宏 行	2 番 渡 辺 康 司	3 番 西 松 幸 子
4 番 傍 嶋 邦 博	5 番 坂 悟	6 番 渡 邊 裕 光
7 番 石 原 英 一	8 番 大 平 文 雄	9 番 岩 田 讓 治
10 番 山 中 美 恵 子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	山 田 恭
教 育 長	棚 橋 剛	会 計 管 理 者	坂 和 由
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
秘 書 広 報 ・ 地方創生推進室長	桑 原 毅	基盤整備統括監	大 平 共 美
生活環境課長	古 澤 文 秀	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	定 益 直 子	まちづくり推進課長	平 田 恵 一
農 政 課 長	今 村 厚 士	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	松 岡 政 司	書 記	川 添 順 子
--------	---------	-----	---------

(開議時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより令和8年第2回安八町議会定例会の2日目を開催いたします。

本日は定例会の最終日でございます。本年度採用されました職員の皆さんが傍聴に来ていただいております。実際の議会を通して、議会の役割や仕組みについて理解を深めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまより令和8年第2回安八町議会定例会の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、6番 渡邊裕光君、7番 石原英一君に指名いたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、3番 西松幸子さん。

3 番 おはようございます。

通告に従いまして、私のほうから2点質問をさせていただきます。

まず初めに、学び合い、異学年教育について、現代の希薄化した人間関係の中で、異学年教育は子供たちの共に生きる力を養う貴重な環境として注目されています。小学校、中学校の異なる学年で勉強などを教え合い、子供たちのコミュニケーション能力と学力の向上を目指しています。

これまで、ほかの自治体でも異学年交流は行われています。異なる年齢の子供たちが一緒に活動することで、思いやりや協調性・社会性を育み、自発的な成長を促すことを目的としています。具体的には、年上への憧れ、年下

への気遣い、集団のルール意識などを学んでいます。

このたび、江崎岐阜県知事は2026年度の新規事業として異学年教育支援事業をスタートさせました。岐阜市藍東学園、笠松町松枝小、北方町北学園、北方町南学園、池田町温知小学校の5校で始まり、3年間継続されます。岐阜県教育委員会はこの異学年集団による学び合いを県内全体の教育モデルとして展開することを目指しています。学力向上などの効果の検証も行った上で他校への展開も検討するとしています。学校が楽しい、自分に居場所があると感じるかなど、子供の主観的な幸福度や学校への愛着度が最も重要で、学力は楽しく学ぶ環境が整えば自然に伸びるものです。私は、この異学年教育を当町でも取り組んでみてはどうかと考えています。なぜなら、異学年の学び合いは、これからの成長過程において生きる教材になると思うからです。

以上のことから、教育長の見解をお伺いいたします。

2番目に、熱中症対策・教室に冷凍庫の設置をについて質問いたします。

酷暑日とは、1日の最高気温が40度以上になる日のことで、2026年4月に気象庁が正式に採用した予報用語です。猛暑日35度以上を超えるレベルの極端な暑さに対し、健康被害の警戒を呼びかける目的で新設されました。こうした暑さから、町民の命と健康をどう守るかが喫緊の課題となっています。

これから気をつけたいのが熱中症です。我々大人はクーラーの効いた部屋で過ごせばいいですが、小学生や中学生の子供たちは暑い中での登下校を避けることができません、何かよい方法はないでしょうか。

最近目にするのが、ネッククーラーといって農作業や出かけるときに首に巻いて暑さから身を守るものです。子供たちも登校するときに使っていると聞いています。問題なのは帰りです。下校時には相当の暑さになっています。下校時のために冷凍庫でネッククーラーを冷やしておくことができれば、熱中症から身を守ることができるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。教室に冷凍庫を設置していただくことはできませんか、見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、教育長 棚橋剛君。

教育長 西松幸子議員の1点目の御質問、学び合い、異学年教育についてお答えいたします。

西松議員の御指摘のとおり、異学年の子供同士が関わり合い、互いに学び

合うことは思いやりや協調性・社会性を育む上で大変重要であると認識しております。岐阜県においても、2026年度から5校をモデル校として異学年集団による学び合いを推進し、今後の県全体の教育モデルとしての展開を目指していることを承知しております。本町におきましても、小学校での縦割り遊び、中学校での委員会活動や部活動、合唱交流、教科での交流的な学習活動など異学年交流そのものは継続的に実施しており、子供たちの人間関係づくりに一定の成果を上げているところでございます。

しかしながら、県が推進しています異学年教育はこれらの交流活動とは性質が異なり、3つ以上の学年を一つの学びの単位として編成することを前提とした教育モデルであること、異学年を前提とした授業デザインやカリキュラムの再構成、教員配置や校内組織の再編、評価方法の新たな設計など学校運営の根幹に関わる改革を伴う取組でございます。このように県のモデル事業は従来の異学年交流を発展させ、より体系的・構造的な教育改革であり、本町の現状を申し上げますと直ちに同様の異学年教育を導入できる体制には至っておりません。

今後は、モデル校の視察、実践校の成果と課題の分析、本町の学校規模や児童・生徒数に応じた実施の可能性の検討、教員研修や研究の充実など、段階的な調査・研究を進めることを優先してまいります。その上で、本町の実情に合った形での異学年教育の在り方を見極め、導入の可否や方法について慎重に判断してまいります。

子供たちが、学校が楽しい、自分の居場所があると感じられる環境づくりは本町教育の最も重要な柱であり、異学年教育もその一つの可能性として捉えております。引き続き子供たちにとって最善となる教育環境の整備に努めてまいります。

以上、西松幸子議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 引き続きまして、教育課長兼ハートピア安八館長 梅村明広君。

教育課長兼ハートピア安八館長 西松幸子議員の2点目の御質問、熱中症対策・教室に冷凍庫の設置をについてお答えいたします。

西松議員御指摘のとおり、近年の猛暑はこれまでの想定を大きく超える厳しさとなっております。2026年4月には最高気温が40度以上になると酷暑日という予報用語が新設されるなど、子供たちの健康を守るための対策は喫緊

の課題であると認識しております。特に、登下校時の暑さは避けることができず、熱中症対策としての工夫が大変重要であると考えております。

本町におきましては、既に登下校時の対策といたしまして、ネッククーラーや冷感タオルの活用、日傘の使用、そして小まめな水分補給、とりわけ下校前には水道水を水筒に補給してから下校するなど、学校と家庭が連携して取り組んでいるところであります。また、最近では28度以下の環境で再び固まるタイプのネッククーラーも普及しており、エアコンの効いた教室内で冷却効果は回復させることが可能であります。現時点では、こうしたものを複合的に活用しながら対応していき、議員御提案の教室への冷凍庫の設置につきましては、導入事例を参考に、導入コスト、管理体制など調査・研究をしていきたいと考えております。

今後も、学校現場と連携しながら子供たちの健康と安全を最優先にし、実効性のある熱中症対策を進めてまいります。

以上、西松幸子議員の2点目の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議 長 西松幸子さん。

3 番 大変詳しい御答弁、誠にありがとうございました。

県教育委員会も、7月に始まったばかりですのでこれから効果の検証も行っていられると思います。当町におかれましても、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、研修や段階的にというお言葉をいただきました。数年かかると思いますけれども、前向きに進めていっていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

熱中症対策ですけれども、ネッククーラーも今いいのもあるんですね、28度以下になると何かまた冷たくなると今お話がありましたけれども、当町では様々な熱中症対策に取り組んでいただいて、今お話を聞きまして、ありがとうございます。よく分かりました。

それで、1つですが再質問をさせていただきたいと思います。

今、小・中学生はほとんどの子供がスマートフォンを持っています。夜遅くまで使っていてなかなか起きられませんが、朝食も取らずに学校へ行くこともあるでしょう。熱中症対策で最も大事なことは、夜早く寝て朝食をしっかり取って学校へ行くことこそが熱中症に負けない体づくりだと思っております。

す。朝食も菓子パンとか簡単なものじゃなくて、御飯とみそ汁が熱中症予防には特に有効だと聞いております。学校ではそうした生活指導はされているのでしょうか、よろしくお願いいたします。お伺いいたします。

議長 教育長 棚橋剛君。

教育長 再質問への回答をさせていただきます。

熱中症対策と朝食につきましては、かつて全国的に「早寝早起き朝ごはん」というキャッチフレーズが20年ほど前にかなり広まってまいりました。この言葉は、当時に比べますとあまり耳にはしなくなったかと思います。それは定着してきたからではないかというふうにも感じます。当時は、どちらかと言えば、これは学力をつけるためにはということなのでこのことが提唱されていたかというふうに記憶しておりますが、当時スマートフォンがこれほど小・中学生、高校生に普及して、特に夜遅くまで使うということの想定ではなく、百ます計算で有名な、陰山英男という後に大阪府の教育長さんもされた方が強くこれを言われましたので非常に広がったところでございますが、この中における朝食について、先ほど西松議員から御指摘があったとおり、朝食を抜くということはその日のエネルギーがなかなか出てこないということがありますので、朝食について、特にその後、各学校、PTA、それから保護者の中で広まってきたかというふうに存じております。

朝食を取ることによって、まず寝ている間に失った水分であるとかエネルギーを補給できる、それから1日に必要なミネラルや塩分が補給できる。それによって、熱中症に対応する体温の調整ができるということも言われております。したがって、朝食は非常に重要なものであるというふうに考えております。

先ほど申しましたように、朝食については随分改善されてきて、多くの子供たちが朝食を取って登校しているものと存じております。ただし、そうでない子も一部には見えるとも聞きますし、先ほど議員さんがおっしゃられました何を食べてくるかということも大事なことでないかということで、当町におきましても、既に幼児期からこういったことが保護者への啓発も行われているということですので、なお一層、今後教育委員会としましても啓発、それから学校と協力しまして今後も「早寝早起き朝ごはん」、朝食も含めてこの3つについて啓発、これから取り組んでまいりたいと思っておりますの

で、以上を回答とさせていただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議 長 西松幸子さん。

3 番 御答弁ありがとうございました。

今年も大変暑い夏になってまいります。子供たちが熱中症にならずに、救急車も呼ばなくて済みますようにこの夏を乗り切ってほしいと願っておるんですけれども、今教育長から御指導、お話がありますけど、スマートフォンの件は本当に大事なことで早く寝るということがなかなかできないお子さんも多いので、食事の面もしっかりと御父兄の方にもお願いしていかないと、本当に救急車を呼ぶということになりますのでしっかりとそこら辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 続きまして、7番 石原英一君。

7 番 私からは、自助、公助、互助を整理し安八防災モデルを伝える取組をで質問させていただきます。

昨年、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の30年以内発生確率を80%程度から60から90%程度以上、そして20%から50%と併記するようになりました。プレートの固着状態や過去データの精度、特に南海トラフはプレート境界が複雑なので数値に幅が出ます。危険度が高いことには変わりはありませんが、確率の数値が低くなったと誤解する方もいらっしゃる、それに加えて30年以内といった長期間の数字マジックで危機感が薄れている傾向も否めません。

一方、一般社団法人日本トイレ協会による能登半島地震後のアンケートによれば、災害用トイレを1回分でも備蓄していた人は22.2%、4日分以上備蓄は4%と備蓄していない人の確率がまだまだ多いです。備蓄しない理由は、特にないというのが45%あります。「特にない」は意識がないということです。逆を言えば、意識を持てば備蓄する方の割合が増える可能性はあります。数値の誤解を修正すること、無意識を意識的へと誘導することは自助の向上につながります。

当町では、非常食、防災トイレ、避難所で使用するベッドやパーティションなど、今年度は福祉避難所などで使用する福祉用具も購入予定で、公助に

関しては年々強化し続けています。しかし、公助には限界があります。日々アップデートしていく当町の備え（公助）を町民に伝えつつ、同時に自助を高める取組も必要ではないでしょうか。

また、内閣府の報告書によると、東日本大震災で「誰が逃げるのを支援したか」の項目では、家族・同居者以外に近所・友人の支援力、つまり互助が強かったことが記されています。

フレイル予防地域交流拠点事業、川と海のクリーン大作戦やウォーキングイベントなどの参加者に、互助が防災につながることを改めて認識していただくために、防災の要素を取り入れることも一つではないでしょうか。

町内では、結小学校の親子防災学習、登龍中学校のふるさと教育と防災学習をミックスさせたような学習、防災に有効な取組も実施されています。こういった取組が点の活動で終わるのではなく、町民にも共有できるとさらに活動が生きてきます。今年は9・12水害から50年、改めて町民に防災について考えていただくいい機会です。公助、自助、互助を整理して安八防災モデルを示し、お祭りやイベント、あんぱちナビから広報紙、SNSまで駆使して町民に伝えていく取組を行ってはいかがでしょうか。

震災時、当町は液状化現象の可能性があります、国難地震でもしダムや堤防に被害が生じた際、修繕には時間がかかります。その間に年々増え続ける線状降水帯のような豪雨があれば、水害が起きる可能性があります。当町の被害想定を知り、偏見や無意識を修正し、正しく恐れ、そして備えることが防災・減災につながります。また、町内でそれぞれの防災活動を点で終わらせるのではなく様々な形で共有することで線に、そして次の面の活動へと膨らませることで当町の防災意識の底上げへとつながると思います。

担当課長の見解を求めます。

議 長 総務課長 河合一君。

総務課長 石原英一議員の御質問、自助、公助、互助を整理し、安八防災モデルを伝える取組をについてお答えをいたします。

議員からは、南海トラフ地震の発生確率の見直しによる危機感の薄れ、トイレ備蓄に対する意識づけ、町備蓄資器材の公表と自助につなげる取組及び自助に対する備え、さらに町で実施する行事やイベントを活用した防災の認識を高める工夫など、多くの課題や提案をいただきました。

新型コロナウイルスの影響により地域コミュニケーションが希薄化し、各地区で実施されていた防災訓練も最近では実施されなくなってきております。災害による被害を最小限に抑える減災を町全体で進めていくためには、自助・共助・公助に加え、議員御提案の世代を超えて近所・友人の支援である互助の力を高めていくことも非常に重要なことと考えます。

特に、議員御紹介の結小学校や登龍中学校の児童・生徒による取組は、その活動の過程や成果が学校内外に発信されることにより点の活動が家庭や地域という線へとつながり、子供たちを通じた家庭での防災意識の高まりが期待できるすばらしい活動であると言えます。

また、本年4月、安八町防災会が新たに発足をいたしました。地域住民が主体となって防災・減災活動に取り組む体制が整いつつあり、自助・共助の両面において大変心強い動きであると受け止めております。この防災会を核として地区の防災・減災の取組を一層進め、町全体の防災意識の高揚と互助の強化につなげていただけるよう、行政としても引き続き積極的に連携、支援してまいります。

今年は9・12安八水害から50年という節目の年であり、町民の皆様に改めて防災を身近に考えていただく絶好の機会と捉えております。現在、点の活動である地区や団体で実施しておられる防災活動を校区単位で連携させることで線とし、さらに町内全体へと広げることで面として展開し、地域防災活動の活性化と地域防災力の向上、防災意識の底上げにつなげてまいります。

加えまして、従来からの自助・共助・公助に加え、互助という重要性についても理解を深めていただけるよう情報を整理し、あらゆる機会を通じて町民の皆様に分かりやすくお伝えしながら、町民、地域、防災関係機関及び行政が一体となって災害に強いまちづくりを着実に推進してまいります。

以上、石原英一議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原英一君。

7番 丁寧な御説明ありがとうございました。

4月に滋賀県の研修所で2泊3日の防災研修を受けさせていただきました。そして、そこでいろいろな方のお話を聞かせていただき、もちろん大学の先生たち、プロの方々から伺ったんですけれども、一番記憶に残っているのが

実際被害に遭われた方で、東日本大震災のとき、あのとき3月11日というのはもう地方議会は予算議会でした。郡山市の議会事務局長の方から当時のお話を聞かせていただき、それでBCP、業務継続計画の重要性を改めて伺いました。

当町は令和2年に一般質問から出て、それで作られたというのを伺っていますが、アップデートの必要性というものも強く感じさせていただきました。

もう一つは、能登半島地震のときの輪島市議会議長さんからもお話を聞きました。やはり、そういう震災直後の話がとてもリアルで助けられなかった命を目の前でどんどん見ていくというのはそこで助けられなかったという思いを涙ながらに思い出されていかれる方は本当に身につまされる思いでした。

お二人が共通しておっしゃっていたのは、震災が起きてから考えればいいというのは通用しないということを強くおっしゃっていました。やっぱり震災が起きたとき、冷静な状態ではいられなくて、ましてや身内がけがをされたりですとか、本当に最悪の場合亡くなられたりしたらパニックになるそうです。そうなってくると、もうとても平常心ではいられない。そういった状況って可能性というのは誰もが、どこかで分かっているんですけども、やっぱり正常化の偏見で見ないように見ないようにしてしまう。そして、それをどんどん洗い出していかなきゃいけないというのを改めておっしゃっていました。

もう一つおっしゃったのが、やっぱり減災・防災というのは準備した分だけというお話をされておられました。なので、そういったものを今決して何か、見ないようにしているものというのをどんどん広げていってそれに向き合い、そしてそこに向かっていく、そういったことで防災・減災、そして安心・安全な安八町というものを一個一個アップデートしていくというものを心から願いまして私の一般質問とさせていただきます。終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 引き続きまして、4番 傍嶋邦博君。

4 番 議長より承認をいただきましたので、私からは安八町の教育環境と教育の方向性について質問をいたします。

昨年12月22日から当町の教育長が棚橋教育長に代わりましたので、当町の

小・中学校における教育環境の現状と教育の方向性について、教育長の見解をお聞きいたします。

昨今少子高齢化が進む中、児童・生徒の数が減少し、さらに急速に変化を続けるこの社会を強く生き抜いていく力が子供たちには必要となってきますが、各自治体における教育環境の整備や各教育長の考える方向性によって差が生じるといっても過言ではありません。

まずは、当町の教育環境についてお話をします。GIGAスクール構想が進む中、タブレットのミラーリング機器が3月18日に納品されたとお聞きし、4月の授業開始から使用されるものであると思っていましたが、設置されず、私から設置依頼をさせていただいて、6月に入りようやく設置がされました。また、登龍中学校の篠島研修が6月10日から11日にかけて開催されましたが、心臓に持病のある生徒が見えるのでAEDを学校が用意しようとしたところ、数が足りず、学校がレンタルをしたとお聞きしております。

そこで教育長に質問します。

質問1といたしまして、上記の件を踏まえ、当町の教育環境の現状について、教育長の見解を求めます。

質問2といたしまして、昨今、教育現場における研修等で生徒がお亡くなりになる大変残念なニュースがありました。各学校で研修を行う際、学校側は救急箱を用意して持っていくかと思われますが、それと同様に、万が一に備え、持ち出し用のAEDを用意されてはいかがでしょうか。

次に、当町における教育の方向性について伺います。

当町は今年度、文化・自然体験事業として小学生は沖縄県へ、そして中学生は北海道へ行って4泊5日で体験学習をするということですが、その対象者は小学校が6年生が対象で、名森小学校で7名、牧小学校で2名、結小学校で3名、中学校においては全学年が対象で、登龍中学校で7名、東安中学校で1名とお聞きしています。小学生においては12名、中学生においては8名の合計20名、予算額は1,081万8,000円、参加者は実費費用として、小学生が児童1人当たり10万円、中学生は生徒1人当たり13万円を支払っていただくと聞いております。

そこで教育長に質問いたします。

質問3といたしまして、今回のこの研修はかなりの短期間、そして極めて

少人数に限られた形で開催され、しかも生徒が支払う費用が存在するため余裕のある家庭でなければ参加するチャンスさえ与えられないのが現状です。確かに、研修に参加する児童・生徒にはよい経験になるかもしれないのでこの企画自体を全否定するつもりはありませんが、教育の場というものはもっと開けたものであってほしいと私は考えております。1,081万8,000円もの予算を投じるのであれば、例えば鈴木歩佳さんと年間契約を交わし各学校の体育の授業に何度か参加していただくとか、小学4年生から中学2年生までは必ずどこかの少年団や町内のクラブに所属し、その費用として各団体に配付するなどしたほうがより多くの児童・生徒のよい教育や経験になるのではないのでしょうか。上記を踏まえ、今回の少数限定におけるこの研修のコンセプトと教育長の目指す教育の方向性の見解を求めます。

質問4といたしまして、今回の研修で小学生は中部国際空港、中学生は県営名古屋空港へ安八町のバスを利用し、旅行会社の方の運転で送迎していただく予定であるとお聞きしております。今、いわゆる白バス問題について大変話題になっておりますが、今回のような事案の法的見解を求めます。

4点、お願いいたします。

議長 教育長 棚橋剛君。

教育長 傍嶋邦博議員の御質問、安八町教育環境と教育の方向性についてお答えいたします。

議員御指摘の教育環境の現状について申し上げます。

私は、子供たちの学びの質を高めることと安心・安全を確保することを教育環境の整備の最重点として位置づけております。

まず、学びの質の向上についてであります。

本町では、セカンドGIGAに対応するため児童・生徒一人一人にiPadを貸与し、キーボード付カバーやタッチペンなど学習に必要な環境を整備いたしました。これは、令和の学びである個別最適な学びと協働的な学びを確実に実現するための基盤整備でございます。子供たちが自ら学び、仲間と共に考え、未来を切り開く力を育むためにはICT環境の充実は不可欠であり、今後も計画的に進めてまいります。

一方で、議員御指摘のミラーリング機器の設置遅れにつきましては、教育委員会内の事務処理に改善すべき点があったことは事実でございます。教育

長として率直におわび申し上げます。今後は、事務フローの見直しと進捗管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、教育環境のもう一つの柱である安心・安全について申し上げます。

中学校の宿泊研修におけるAEDの件につきましては、学校が持病のある生徒を心配し、レンタルのAEDを準備したものであります。当該中学校には1台のAEDがありますが、校外活動には持ち出すことができません。学校の判断は状況に応じた適切な対応であったと考えております。この件を真摯に受け止め、教育委員会として改善策の検討を進めているところでございます。

子供たちの学びを支える環境と安心して過ごせる安全な環境の双方を確実に整備していくことを重要な責務と考え、必要な対策を進めてまいります。

以上、1点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

2点目、持ち出し用AEDの整備についてお答えさせていただきます。

先ほどの中学校の宿泊研修の件を受け、町内小・中学校のAEDの設置状況を確認いたしました。いずれの学校にも体育館に1台設置されていますが、校外活動に持ち出せるAEDを確保できない学校がございます。近年、猛暑や熱中症による心肺停止事案の増加といった状況も踏まえ、校外活動においてAEDを持ち出せる体制を整える必要があると考えております。具体的には、教育委員会に予備機を確保する案、また現在1台のみ設置している学校に2台目を設置する案などを検討しているところでございます。

続きまして3点目、当町における教育の方向性についてお答えいたします。

私は、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを担う児童・生徒の育成を教育理念として掲げております。この理念は、着任式、校長会、町教職員研修会などの場で繰り返し示しており、本町の地域に根差した教育を推進する上で重要な柱であると考えております。

この理念にも関連します新規事業、文化・自然体験事業について申し上げます。

本事業は、安八町第六次総合計画に掲げる豊かな人材育成の理念に基づき、青少年の健やかな発達のため、体験や交流を通じた学びを充実させるという方針を具体化したものでございます。今回の沖縄県波照間島や北海道別海町への派遣は、まさにこの方針を具現するものと考えております。

議員御指摘のとおり、本事業の参加人数には限りがございます。これは体験の質の確保、安全管理、受入れ体制、宿泊施設、移動手段、引率者など、現実的な制約を踏まえたものでございます。特に離島や酪農地域においては、一度に受け入れ可能な人数や生活指導、安全管理に限界がございます。コロナ禍前に実施していた中国・オーストラリア派遣事業も少人数の応募制であり、今回の事業はその後継事業として位置づけております。費用負担の考え方も同様であり、町としましては公費を投入し、できる限り家庭の負担を抑えて実施してまいります。

本事業の価値は、子供たちが地域外の文化や自然、人々と触れ合うことで視野や価値観を広げる点にあります。また、自分が暮らす安八町を客観的に見詰め、郷土への理解、誇りを育む機会となるものと認識しております。こうした経験は、将来地域を支える人材に成長していく上で大きな効果をもたらすものであり、さきに述べた教育理念にも合致するものと考えます。子供たちは将来、必ずしも安八町で暮らすとは限りませんが、安八で培った力をどこで生活しようとも、その地域で貢献できる人材になってほしいという思いを込めております。

最後に4点目、文化・自然体験事業の送迎バスについてお答えいたします。

空港までの送迎につきましては、当初は町バスの活用を選択肢としておりましたが、先日の高校部活動の対外遠征における事故を受け、現在、今回のようなケースを含め町バスの活用方針については顧問弁護士の助言をいただきながら慎重に検討をしているところでございます。

ただ、本事業につきましては日程調整、現地での受入れ、航空便の確保など、既に細部にわたり準備を進めており、空港までの送迎につきましても、円滑な運営のために事業用の緑ナンバーの貸切りバスを利用することといたしました。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

4 番 御答弁ありがとうございました。

教育長の目指す方向性は理解しました。また、教育環境整備についても注力したいお気持ちも伝わりました。ありがとうございます。

今回、文化・自然体験事業やAED、またはミラーリング機器の件を例として挙げさせていただきましたが、そのほかにも職員の不足とか、いろいろ幾つか違和感を覚えることがあったんです。

そういったことがありましたので、安八町と近隣市町教育方針等について調べてみました。そうしたら、いろいろと近隣市町との違いと呼ぶべきか遅れと呼ぶべきか、大きな差がありましたので、今回、教育について一般質問をさせていただいております。

まず、安八町教育方針について当町のホームページで調べました。そうしますと、安八町学校教育指導の方針と重点という資料がありましたが、これは、平成28年度、10年前に示されたものでした。近隣市町を調べてみたところ、教育大綱というものを近年策定していました。大綱という字は大きい綱と書いて大綱と読みます。教育大綱とは教育の目標や根本的な方針となるものです。また、各自治体において教育振興基本計画を策定して、各項目ごとに目標数値まで定められて経過を確認し、改善を図っております。あと、この教育大綱や教育振興基本計画をどの程度の近隣市町が策定したか調べてみたら、輪之内町、神戸町、垂井町、養老町、大垣市、海津市、羽島市、瑞穂市、大野町に揖斐川町、どこも策定済みで、その目標に向かって励んでいました。もしやと思い、県内全て調べてみたところ安八町だけではありませんでしたが、県内で策定していない自治体は本当にごく僅かでした。この現状は残念としか言いようがありません。

また、ほかの自治体は総合教育会議と呼ばれる会議を開催し、教育方針の調整を行っております。この件につきましては、調べてみたところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において町長が主体と決まっております。

そこで、町長に3点お聞きいたします。

再質問1といたしまして、堀前町長のときには総合教育会議を開催していたみたいですが、岡田町長に代わられてから開催されたことはありますでしょうか、こちらはイエスかノーかでお答えください。

再質問2といたしまして、当町の教育大綱と教育振興基本計画を策定すべきだと私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

再質問3といたしまして、今回の文化・自然体験事業の視察として、昨年度、町長も沖縄県の波照間島に訪問されたとお聞きしています。町長は自治

体の長としての視点で視察に行かれたと思いますが、町長はそこで何を学んでこられましたでしょうか、また、その学びを今後安八町に生かす予定の事業、またはその学びを基に既に取り組んでいる事業があれば教えてください。

1 点目が総合教育会議を開かれたことがあるかないか、イエスかノーか、2 点目が教育大綱、計画を策定するのはどうかと、3 点目が町に生かしている事業、教えてください。よろしくお願いいたします。

議 長 町長 岡田立君。

町 長 それでは、傍嶋議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

総合教育会議につきましては、年2回毎年行っておりまして、今回も6月23日に行う予定でございます。これにつきましては、先ほど言われましたけど教育大綱とかその他教育指針につきましては、そういったところら辺を教育委員さんともんでいただくという機会になっておりますので御報告させていただきます。

あと、自然・文化体験事業ということで、私も昨年、波照間島等々へ行っ
てまいりました。そこで向こう側の町長さんと対談をさせていただき、そして、照間島の議会議員さん2人とも対談をさせていただきました。できれば、町のこれからの交流の場所の相手方となるといいなというふうに思っているところはございますが、素直に感じたところは、本当に安八町をもっとコンパクトにしたというか人の交流が大変温かいところでありましていろんな、子供たちの気遣いとか、みんなで生きていくんだという団結力とかそういったところを改めて学ばせていただいたところでございます。

今のところ、それを今、持ち帰ってすぐどういったものに使っていくかということはまだ今のところは考えておりませんが、そういった御意見、何々をしていったらいいんだということが子供のほうから出てくるとなოსらいいのかなということを思っておりますし、子供たちと、反省会というか報告会の機会にいろいろ子供たちの意見を取り入れてそういったことをいろいろ政策につなげていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上、傍嶋議員の再質問への回答とさせていただきます。

〔4 番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

4 番 御答弁ありがとうございました。

教育は将来への投資ですので、その成果はすぐには現れません。しかし、今の子供たちが将来の安八を支える存在になることを考えれば、教育への取組は最優先課題の一つだと私は考えております。

先ほどの答弁の中で、町長は総合教育会議を開いてみえるとおっしゃられたんですけど、これは開かれたら公表をしないといけないって法律で決まっているんですよね。安八町は公表していないんですよ。それで、私どこを見てもその総合会議、調べてみたんですけど前堀町長の公表しか載っていません。先ほどの、西松幸子議員が教育において質問をされておりましたけど、その答弁もそうなんですけど、しっかりした目標や方針が決まっていないのでこういった行き当たりばったりの答弁や事業しかできないのは当然なのかなと思ってしまいます。まずは土台をしっかりつくっていきましょう。

今、安八町が後れを取っているのは紛れもない事実なんです。ですが、考えようによってはほかの自治体のよいところを取り込んで一番よいものをつくるチャンスだとも言えます。最初に申し上げましたが、今は急速に変化していく社会ですので少子化の加速、AI技術の急速な進展、グローバル化、教員不足、不登校児童・生徒の増加……。

議 長 手短に言ってください。

- 4 番 デジタル教育の進展など、そういった課題にも取り組んでいく教育振興基本計画をぜひ策定していただき、今取り組んでいる事業についてもしっかりと見直しをかけていただきたいと思います。

子供たちは安八町の未来そのものです。そして、一人一人が夢や希望を持ち、自ら可能性を伸ばしながら成長できる教育環境を整えることは行政に課せられた大きな責務です。

議会は二元代表制ですので、今はちょっと厳しいことを言わせていただきましたが、町長と教育委員会におかれましては保護者、学校、地域と連携しながら、誰一人取り残さない教育の実現に向けてより一層取り組んでいただくことを期待し、私の一般質問は終わらせていただきます。

以上、答弁は要りません。ありがとうございました。

議 長 2 番 渡辺康司君。

- 2 番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、私からは、こどもサポーター制度廃止による現状と今後について質問させていただきます。

こどもサポーター制度の廃止により、通学路の安全確保における行政の関与が一部縮小されました。しかし、現在、子供たちの安全を危惧する住民の強い要望により、手当が出ない状況下でも有志の方々がボランティアとして毎朝のサポート活動を継続してくださっています。安八町と教育委員会の中で見直しによって廃止されたと思いますが、このこどもサポーター制度が廃止されてもなお、住民が自発的に活動を続けざるを得ない状況をどのように認識し、評価されていますでしょうか。また、廃止によって得た財政面や効率化などの効果と現場で生じている負担のてんびんをどう捉えていますか。

有志の皆さんの善意は有り難いものですが、無報酬での活動は参加者の高齢化や固定化など、今後の持続可能性に課題を残します。また、万が一、活動中にサポーターの方や児童が事故に遭った場合の補償の問題も懸念されます。これら有志の方々に対し、金銭的な報酬以外での支援を講じるお考えはありませんか。例えば、安全ベストや横断旗、ホイッスルなど物品の支給、ボランティア保険の負担、活動への感謝状制度などあると思います。

また、こどもサポーター制度を廃止した以上、町はサポーターに頼らない別の安全対策を確立する責任があると考えます。今後、通学路の危険箇所への防犯カメラの増設、スクールゾーンの路面標示の強化やGPS見守り端末の導入に補助をするなど、新しい見守りの形をどのように構築していくか御担当の方の前向きな見解をお伺いします。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 梅村明広君。

教育課長兼ハートピア安八館長 渡辺康司議員の御質問、こどもサポーター制度廃止による現状と今後についてお答えいたします。

登下校時に子供の見守りを行う学校安全サポーター制度については、平成13年度の県補助事業、地域・学校サポートモデル推進事業から始まり、昨年度まで小学校区ごとに2名ずつをサポーターとして採用していました。一方で、地域で見守りの機運が高まり、結見守り隊や登龍校区子どもサポート隊が結成され、多くの方がボランティアで登下校時の見守りを行っていただいております。こうした、活動目的が同じでありながら有償・無償の区分があることなどを考慮し事業の見直しを行った結果、今年度から町が採用する学校安全サポーターは廃止させていただいたところであります。

議員御指摘のとおり、昨年度まで学校安全サポーターを務めていただいた

方々が引き続きボランティアとして継続していただいておりますことは承知しており、改めて感謝申し上げる次第であります。

現在の活動組織の現状を調べますと、結見守り隊では約40名の方が登録されており、組織的に実施をされています。一方、名森小学校校区と牧小学校校区を対象とした登龍校区子どもサポート隊におきましては地区役員や保護者の方の自主的な見守りとなっており、小学校はその活動の参加者等の把握をできていない状況と分かりました。

教育委員会としまして、こうした地域での活動を持続的に行っていただくため、結見守り隊と登龍校区子どもサポート隊に対して、毎年10万円ずつの支援をさせていただき、通学路に立ててあるのぼり旗等の費用として活用していただいています。

また、議員御提案のうち通学路の防犯カメラの増設につきましては、小学校校区ごとに2台ずつ新設する計画で進めているところでありますが、その他の施策につきましては、子供たちが安全に登下校できるため、どんなことができるのか関係する皆様の御意見を伺いながら検討していきたいと思います。

引き続き、子供たちが安心して登下校できるよう学校、地域などの御理解、御協力を得ながら連携して取り組んでまいります。

以上、渡辺康司議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議 長 渡辺康司君。

2 番 御答弁ありがとうございました。

見守りサポーター、有志の方々のボランティアによって継続的にやられているというところも認識していただいているということですが、地域性においても、やはりこのサポーターの方々の高齢化とかそういった問題で、継続性の部分でやはり課題が少しあるというところは認識しております。結地区、あと登龍校区というところではそういったたくさんの方々がやられているということなんですが、特に牧地区においては少数の方で今現状つなげているというところでした、数年たった後に今の方が継続的にまだずっとできるかというところ、そこにも疑問が少しあるかなというところも私自身感じておりますので、そういったところで、また安八町教育委員会さんのほうからでも今後の対応について前向きに、いろんな部分で支援いただけますと助かると思

いますし、そういった物品支給の件でも10万円の補助をしていただいているという御回答をいただきましたが、そういった部分も継続的にしていただくことでやはり有志の方のサポートの足しになって、子供たちの安心・安全のため、学校へ通わせる保護者の心配を払拭できるような活動につなげていけたらいいなというふうに思いますので継続的にその辺りはお願いしたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 では、ここで15分まで暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

一般質問を再開します。

1 番 栗原宏行君。

1 番 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、私のほうからは避難所対策と避難路の点検について質問をさせていただきます。

まず避難所対策についてですけど、その中で防災機能のある学校給食センターということで質問させていただきます。

本年は9月12日豪雨災害から50年の節目の年に当たり、過去の災害から体験を風化させることなく自助・共助による防災力向上につなげなければいけないと思い、質問させていただきます。今回は災害に関連して、避難所対策と避難路の点検について質問させていただきます。

最近各地で発生している大規模災害に際し、災害関連死が注目されている。災害から大切な命を守ったのに、その後、避難所生活では体調悪化やストレスが原因で亡くなる方がいらっしゃるの残念です。安八町では避難所対策として、飲料水の確保、災害用トイレ、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策の空調設備等が徐々に整備されつつあると伺っております。

ところで、食事対策はどうなっていますか、避難所生活も長期化した場合、食事健康・精神面で重要になってきます。一部ではキッチンカーの活用もありますが、防災機能のある学校給食センターの建設を提案します。平時は学校給食を作りながら、災害時に避難住民に食事が提供できる機能を有する設備です。

現在の給食センターは1992年完成、東海地域初の全自動炊飯器が設備され、調理能力は1日3,000食、町内の小・中学校に給食を提供可能な自慢の施設だと思います。しかし、供用開始から34年、以前の給食センターは21年で現施設に更新されています。また、少子化等の社会環境の変化や財政負担軽減を考慮した場合、他市町村との共同利用施設、もしくは、安八町でも防災センターを計画されるのなら防災機能のある多面的給食センターを目指してはどうかと考えます。

1995年に阪神・淡路大震災で被災した兵庫県淡路市が2010年に給食センターを兼ね備えた防災あんしんセンターを、近隣では、2023年京都府精華町が防災食育センターを完成させています。

このように、全国的に広域大災害時における避難所生活の長期化を見据えた防災機能を持つ給食センターが広がりつつあります。また、児童・生徒に食を通し防災意識の向上にも役立っていると伝えています。安八町の給食センターのビジョンも含め、所見を伺います。

次に、ペット同伴可能な避難所について、ペット飼養者は防災時にペットと一緒に避難する同行避難が想定されています。現在、町内の飼養状況を把握されていますか。ほとんどの飼養者はペットも家族同様に接してみえます。災害時に避難所に行けなかったり、車中避難を強いられたりしませんか。基本的には飼い主の自己管理が必要ですが、ペットの飼養状況をアンケート等で把握され、希望があればペットの同伴可能な避難所の開設も必要かと考えますが、所見を伺います。

最後に、避難所の点検について、災害時に町指定避難所への移動が必要な場合があります。町公共施設のむすぶテラス、総合体育館のほか小・中学校が指定されています。私の地域では名森小学校です。50年前の9・12豪雨災害のときも多数の住民が避難されていたことを記憶しています。洪水発生直後は小学校のグラウンドも冠水して、避難所と外部の往来は揖斐川堤防から大明神地内を通り小学校北側から出入りされたと思います。

小学校周辺道路も整備が進み、今年度は小学校東側中須川沿いの道路整備が計画されています。ぜひ、さきに述べたように過去に重要な役割を果たした大明神地内北側からのアクセス道の整備も不可欠と考えております。同様に、各指定避難所への避難路のアクセス道路について、安全に移動できるか

事前に避難路の危険箇所の点検を自治会と住民で行う必要があると思います。
また、小・中学校の通学路と重なると考えられますので小・中学生を交えて点検が実施できれば防災と交通安全が一緒にできるのではないかと考えますが、所見を伺います。以上です。

議 長 副町長 山田恭君。

副町長 栗原議員の1つ目の御質問、防災機能のある学校給食センターについてお答えいたします。

現在の安八町学校給食センターは、調理器具等は随時更新しているものの築34年がたち、老朽化が進んでいる状況でございます。

給食センターの今後の在り方について、指定管理制度の導入でありますとか給食業務全般を近隣市町へ委託することなどが考えられますが、施設・設備の大規模な改修や更新は避けられず、さらには安八町産の米や野菜を使用することが困難となり地産地消による出来たての給食を児童・生徒に提供するという安八町らしさを失うことにもなりかねず、現在では具体的な検討の俎上には上がっておりません。

また、当町において議員御紹介のような多機能型の給食センターを新たに整備するとなりますと、多額の財政負担のみならず、現在地と変わる新たな土地の選定、あるいは購入、また少子化による児童・生徒の減に伴う学校給食の需要の減少などを考慮する必要がある、現状においては新たな給食センターの整備は困難であると考えております。

一方で、既に当町の学校給食センターは、安八町地域防災計画において、炊き出しは、町本部が奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用しで行うと規定されており、災害時には炊き出し等の役割を担うものとされております。

ただし、実際に災害時に使用するとなりますと電気、ガス、水道などライフラインが供給されていなければならず、また調理器具が業務用となっておりますことから、現在勤務している調理員など施設の使用に慣れた者の配置が必要となります。そうしたことから、災害時の炊き出し等は給食センターの使用を原則としながらも、被災を免れた公民館でありますとかその他施設、そういったところにおいて地域の方々やボランティアの皆さんによって炊き出し等が可能となるよう、必要器具や食材の確保、手順の整備などを進めて

まいります。

また現在、町内の企業とは既に災害時における物資の提供や住民の受入れ等につきまして協定を結んでおるところでございますが、新たに町内に進出が決定しておりますUI安八ロジスティクスセンターなど、大規模な施設を有する企業とも協定を結び、災害時には住民の一時避難所として使用させていただくほか、従業員食堂等を活用した炊き出し等を実施できるよう、民間の力をお借りしながら災害時における住民の生命と健康を守る方策を進めてまいります。

以上、栗原議員に対する御質問への回答とさせていただきます。

議 長 総務課長 河合一君。

総務課長 栗原宏行議員の２点目の御質問、ペット同伴可能な避難所についてお答えをいたします。

発災直後の被災現場では、人命の安全を最優先とする必要がございます。一方、近年は大規模災害時にペットを伴って避難するケースが増えており、ペットの存在が被災者の精神的な支えにつながることも認識されつつございます。

安八町地域防災計画では、動物の適正な飼養体制の確保に、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めることとされております。

実際にペットの同行避難を円滑に実施するためには、ペット専用スペースの確保やペット用品の備蓄、飼い主によるペットの適切な管理や衛生対策、さらには動物の苦手な方やアレルギーをお持ちの方への配慮など、ペットの同行避難所の設置には多くのクリアしなければならない課題がございます。

また、その前提となるペットの飼養状況の把握について、犬は狂犬病予防法に基づく登録情報により一定の把握は可能ですが、未登録犬や猫、鳥類、爬虫類、両生類など、その他個人で飼ってみえるペットについての状況を把握することは、現状では大変困難でございます。

ペットを伴う避難対策は飼養者、飼い主による自助が基本であり、町としては、ペットフードや飲料水、ケージやマットなどの必要物品を日頃から備えていただくよう啓発に努めてまいります。その上で、避難者が家族同様のペットとともに安心して避難生活を送ることができるよう先進地の状況を調

査・研究し、先ほど申し上げた課題の解決に向け、検討を進めてまいります。

以上、栗原宏行議員の２点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 基盤整備統括監 大平共美君。

基盤整備統括監 栗原議員の３点目の御質問、避難路の点検についてお答えをさせていただきます。

現在は名森小学校東側の中須川沿い通学路において工事の設計業務に着手しており、より安全な通学路となるよう整備を進めておるところでございます。

名森小学校北側の通学路におきましては、同様に学校に隣接した箇所であるため、改良が必要な場合は、より安全な通学路となるよう地域の御意見をいただきながら検討を進めてまいります。

また、通学路の安全対策の計画・検討につきましては、毎年教育委員会主催の通学路交通安全推進会議を開催し、大垣警察署や大垣土木事務所、学校関係者、保護者や地域の代表者が集まり、通学路の危険箇所を点検・確認し、今後の改良工事計画の参考資料としております。

防災の基本理念は、自分たちの地域は自分たちで守ることでございます。議員もおっしゃるとおり、まずは地域で子供たちも含め避難経路を確認する機会をつくり、その結果、危険箇所等が見つかれば先ほど御説明させていただきました通学路交通安全推進会議で協議していきたいと考えております。

町としましても、幅広い世代の皆様が通学路を含め安全に避難できるよう、地域の避難経路の安全確保に努めてまいります。

以上、栗原議員の３点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔１番議員挙手〕

議長 栗原宏行君。

１番 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、給食センターにつきましては、食事に関することは長期の避難生活が長くなればなるほど食事も不可欠ということで、いろいろ対策を取っていただいているという御説明でしたので一応安心しておりますけど、さきに輪之内さんの防災センターを視察させていただいたときに平時の活用についていろいろと課題をお持ちでした。今後、いろんな取組をなされる中で複合的な活用方法を取り入れていくということが今後の財政負担の軽減等々につな

がっていくのではないかと思いますので、その点よろしくをお願いします。

あと、50年ということで水害を経験された方がまだまだ御健在ですので、いろんな方からお話を伺う中で名森小学校のグラウンドが冠水したと、当時冠水の水位が約20センチほどだったというふうに伺っております。現状の現場を見てきますともう少しかさ上げできるのではないかと、物理的に、若干現在は低いのではないかと、だから物理的にかさ上げすることで災害時に少しでも避難しておみえになる方の安心につながる、またスペースの確保につながるのではないかと考えますので、一度グラウンドのかさ上げについて御検討いただけたらと思います。

あと、通学路ということで、いろいろと御説明いただきましたけど、通学路は各小・中学校が避難所ということで、そちらへの避難については平時は通学路、また災害時におきましては避難路です。これについては通学路同様に、カラー標示であったり、または標識の設置などをしていただけるとより多くの方にその通路を認識していただき緊急時に十分活用できるのではないかと、点検と併せてそういう表記もしていただけたらと思います。

あとお伺いするのは、これはちょっと余談になりますけど、先般5月5日にますつかみ大会がありました。そのときに、トイレカー、トイレトレーラーというものをお披露目していただいたと、このときいろいろ参加者の方から御意見というか御感想をいただいた、おおむね好評な御感想だったと思いますが、いろいろ費用の点や管理の点で何か課題は見つかったか、その辺についても、もし分かりましたら教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

議 長 本件は事前説明の範囲内の質問ですか。

1 番 トイレトレーラーについては初めてです。また次回にします。分かりました。

議 長 よろしいですか。

1 番 はい。

では、最初の2点についてよろしくお願いします。

議 長 答弁、そうなんですね。

町 長 もう一回、すみません、質問の内容がよく分からなかったの。

1 番 かさ上げを検討できますか、小学校のグラウンドのかさ上げと……。

議 長 名森小学校。

1 番 あと避難路を通学路同様に、標識の設置、またはカラーリング等で。

議 長 2点ですか。

1 番 はい。

議 長 ならこれは、河合一君。

総務課長 栗原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

グラウンドのかさ上げということで、学校のグラウンドのスペースを有効活用できるという御提案ということでございます。そういったことにより、ペットの同行避難といったところ、また今後の応急仮設住宅の建設といったようにも活用できると思います。ついては、この先、学校周辺を測量するような事業がございましたら、そういったところも踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

加えまして、通学路兼避難路ということで標識ですね。

通学路に関しては、朝何時頃に登校班が通っていくという通学路の標識がでございます。こういった標識も老朽化が進んでいるといったような状況でございます。そういった通学路の標識点検と併せて、今御提案のあった避難経路を示す避難路の標識、こちらの設置についても前向きに検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上、栗原宏行議員の再質問にお答えをさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 栗原宏行君。

1 番 ありがとうございます。

冒頭にお話したように、災害を経験された方がまだお見えになります。ぜひ、世代間の伝承が重要かと思しますので、いろいろ経験者の方から次につながるような、防災につながるような取組をしていきたいと思しますので今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で一般質問を終わります。

議 長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求

めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4 番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和8年6月8日月曜日、午前11時45分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の報告、令和8年度議会報告会についての報告を行いました。

開催日時、4月8日水曜日、午後2時40分より。開催場所、安八町役場2階大会議室。参加者、老人クラブ連合会会長、運営委員38名。報告内容、安八町議会の概要、議会の活動報告、本委員会として来年度の議会報告会について検討していくこととしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、議会動画配信について近隣市町との状況を報告し、配信の運用方針等を調査・研究することとしました。以上です。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

民生文教常任委員長 西松幸子さん。

3 番 民生文教常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和8年6月10日水曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第30号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はございません。

その他といたしまして、委員会現地視察は、結中央こども園において、企業版ふるさと納税で寄附いただきました遊具を視察いたしました。以上です。

議 長 総務産建常任委員長 石原英一君。

7 番 本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和8年6月11日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第29号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第31号 安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について、議第32号 安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会の関係分を審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第34号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他として、委員会現地視察は、ハートピア安八で開催されております9・12豪雨水害パネル展と輪之内町防災拠点を視察しました。以上です。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 日程第5、議第29号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第30号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第31号 安八町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第8、議第32号 安八町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第33号 令和8年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第34号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、報第4号 令和7年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について議題とします。

報告を求めます。

まちづくり推進課長 平田恵一君。

まちづくり推進課長 報第4号につきまして御説明させていただきます。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書を御覧願います。

1ページをお願いします。

総括事項としまして、公社経営の厳しさが増しておりますが、安八スマートインターチェンジ工業団地造成事業を推進するとともに、保有する土地の売却をさらに進め、公社経営の早期健全化に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。

6議案を御審議いただき、全て議決承認をいただいております。

決算につきましては、5月18日の監事会におきまして、山中美恵子監事、岩田譲治監事の御両名より監査を行っていただき、また6月8日には公社理事会におきまして承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

事業貸借対照表でございます。単位は円でございます。資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、合わせまして、資産合計は71億864万9,604円でございます。

資産の部の1. 流動資産の(1)現金及び預金13億1,031万7,288円は預金残額でございます。

スマートインターチェンジ工業団地造成事業に関わる事業資金、用地代・工事代の借入れ残額によるものでございます。

(6)開発中土地、決算額52億9,408万2,502円につきましては、安八スマートインターチェンジ工業団地事業に関わるものを資産計上したもので、令和7年度につきましては、造成工事発注に伴い前払い金を支出したため、大きく増額しております。

続きまして、負債の関係でございますが、1の流動負債、前受金、短期借入金、2の固定負債、長期借入金でございます。

負債合計は76億256万円となっております。

負債の部の1. 流動負債、(2)前受金、決算額30億4,256万円、(3)短期借入金、決算額10億2,000万円につきましては、スマートインターチェンジ工業団地造成事業以外の事業に関わる費用の借入れを行ったものでございます。

2. 固定負債、(1)長期借入金、決算額35億4,000万円につきましては、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に関わる費用の借入れを行ったものでございます。

続きまして資本の関係でございますが、1の資本金としましては500万円、2は欠損金でございますが、4億9,891万396円でございます。あわせて、資本合計はマイナスの4億9,391万396円となっております。負債資本合計としましては、71億864万9,604円でございます。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

事業損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益5,482万6,355円、2の事業原価5,324万6,005円でございます。

事業総利益は158万350円でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、合計で33万8,130円。先ほどの事業総利益158万350円から3.販売費及び一般管理費合計の33万8,130円を差し引いた事業利益は124万2,220円でございます。

4の事業外収益。事業外収益の合計は216万5,226円となっております。

5の事業外費用は、支払利息で469万581円。当期の事業利益124万2,220円に4.事業外収益合計216万5,226円を加え、5.事業外費用合計469万581円を差引きしまして、経常利益マイナスの128万3,135円となっております。

6の特別損失はございませんでした。

以上、当期純利益マイナス128万3,135円となり、前期繰越欠損金は4億9,762万7,261円、合計は4億9,891万396円となっております。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。単位は円でございます。キャッシュ・フロー計算書でございます。

1年間の現金の動きを表すものでございまして、1の事業活動によるものでは9億6,870万285円、2の投資活動につきましてはございませんでした。

3の財務活動につきましては、差引きゼロ円となっております。

期首の残高に増減額を加え、最下段6でございますが、期末の現金残高は13億1,031万7,288円となっております。

6ページ、財産目録と7ページ、欠損金処理計算書は、3ページ、貸借対照表と4ページ、損益計算書の内容をまとめたものでございますので省略させていただきます。

以下、8ページ、9ページは、土地の移動明細でございます。

9ページの下段、(4)開発中土地は、スマートインターチェンジ工業団地造成事業の本工事に関わる工事費用及び経費を計上したため大きく増加しております。

10ページをお願いいたします。

令和7年度中に、公社保有土地活用事業により特定土地化し、売却した土地はございませんでした。

続きまして、11ページは年度末の保有土地の明細でございます。

12ページから17ページまでは、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に関わる土地で合計384筆を取得しました。保有土地の総合計は417筆、26

万2,283.21平米を保有しております。末尾に地図でそれぞれの位置を示しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

最後に、18ページをお願いします。

借入金及び償還状況です。

1. 短期借入金の借入先、上段は、前期令和6年度に借り入れた10億2,000万円を償還し、新たに西美濃農業協同組合から10億2,000万円を借り入れました。借入利率は0.835%となっております。

次に、スマートインターチェンジ工業団地造成事業に関わる2. 長期借入金の借入先として、前期令和6年度に35億4,000万円の借入状況となっております。

借入利率は全行同一で、変動利率の全国銀行協会日本円TIBORに固定金利の0.35%を加えた利率で借り入れてございます。

以上、令和7年度安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第4号 令和7年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

本定例会で提出されました案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和8年第2回安八町議会定例会を閉会します。

(閉会時間 午後0時01分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月18日

議 長 大 平 文 雄

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 石 原 英 一